

法第 6 条（確認申請）擁壁

異種構造、階段等で分断されている擁壁

擁壁の確認申請に係る申請件数及び申請手数料については、次のとおり扱う。

- ① 高さ 2 m を超える擁壁（連続した擁壁でその中間等に高さ 2 m 以下の擁壁が存在する場合を含む。）の中間に専ら擁壁以外の用途に供する部分が存する場合は、当該部分により擁壁が分断され、別の擁壁が存在するものとして扱う。
- ② 異なる構法及び構造による擁壁が接し、又は連続している場合は、そのことにより別の擁壁にはならず、一体のものとして扱う。